

	使用料	納付書・請求書
	システム	
利用簿	月	日 記載・確認

十日町情報館利用申込書

利用期日	複数回利用	年 月 日()・ 日()・ 日()・ 日()
	継続利用	年 月 日()～ 月 日()
利用時間	午前 時 分～午後 時 分(うち本番 時 分～ 時 分)	
集会の名称 (集会の目的)	()	参集予定人数 人
		入場料徴収 有()円・無
区分	施設・設備名 (該当個所に○印記入)	使用料(販売割増 %)
		午前 午後 夜間 販売割増分
施設	視聴覚ホール (ステージのみ利用)	
	第1集会室	
	第2集会室	
	第3集会室	
	第4集会室	
	多目的コーナー (ギャラリーとして利用)	
	コンピュータ研修室	
	ボランティア室	
	視聴覚スタジオ	
	設備	ビデオプロジェクター
グランドピアノ		3,000円
16ミリ映写機		1,300円
コンピュータ研修室機器		2,500円
使用料合計(A)		円 = + + +
使用料の減免 (裏面参照)	%減免【規則第10条該当】、減免額(B) 円	
減免後使用料合計 【(A) - (B)】		円 徴収簿No. _____
備考	(情報館と事前に打ち合わせておきたいことを記入してください。)	

十日町情報館条例及び同施行規則に基づき申し込みます。

年 月 日

団 体 名 _____ 代表者氏名 _____
 代表者住所 _____ (電話 _____)
 当日責任者氏名 _____ (電話 _____)

十日町情報館利用許可書

十日町情報館条例及び同施行規則に基づき許可します。

館長	課長	庶務係長	取扱者

十日町市教育委員会

※ 許可年月日 年 月 日

使用料金

区分	施設名	使用料		
		午前	午後	夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
ホール	視聴覚ホール	9,000 円	12,000 円	15,000 円
	(ステージのみを利用)	7,500 円	10,000 円	12,000 円

※視聴覚ホールの正午から午後 1 時までの利用に係る使用料は午前の使用料の 3 分の 1 の額とし、午後 5 時から午後 6 時までの利用に係る使用料は午後の使用料の 4 分の 1 の額とする。

区分	施設・設備名	使用料（1 時間当たり）	
		午前 9 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで
集会室等	第 1 集会室	700 円	1,000 円
	第 2 集会室	500 円	700 円
	第 3 集会室	500 円	700 円
	第 4 集会室	500 円	700 円
	多目的コーナー	500 円	700 円
	多目的コーナー（ギャラリーとして利用する場合）	200 円	200 円
	コンピュータ研修室	800 円	1,200 円
設備		1 回の使用につき	
	ビデオプロジェクター	2,500 円	
	グランドピアノ	3,000 円	
	16 ミリ映写機	1,300 円	
	コンピュータ研修室機器	2,500 円	

減 免

対 象	減免率（％）	
	専ら催事に利用する場合	専ら練習等のために利用する場合
十日町市、津南町（以下「広城市町」という。）	100	100
広城市町が組織団体となっている一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）	100	100
国及び地方公共団体	50	100
広城市町内の青少年育成団体	100	100
広城市町内の小学校、中学校及び特別支援学校	100	100
広城市町立学校以外の学校	50	100
広城市町内の児童福祉法に規定する保育所及び認定こども園	50	100
広城市町内の社会教育関係団体	50	50
広城市町内の社会福祉関係団体	50	100
広城市町内の障がい者関係団体	50	100
広城市町内の地域振興関係団体	50	100
その他教育委員会が必要と認めた場合	必要と認めた率	